工事請負契約書(案)

工 事 名 西乗北線林道改良工事 1

工事場所 山梨県南巨摩郡南部町大字上佐野 上佐野国有林53林班外

3 工期 契約締結日の翌日から

令和 8年 3月13日まで

請負代金額

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

円)

5 契約保証金額 円

調停人 6

- 前 金 払 請負代金額の10分の 4 以内
- あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会

[] 建設工事紛争審査会

選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用され るものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	 契約保証金の納付		────────────────────────────────────
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の)提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保 業会社の保証	松証事	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	[第10条第1項第2号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払		第35条第1項
	中間前金払		第35条第5項
	部分払	回以内	第38条
	部分払の対象となる工場製品		第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

- 10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり
 - (注) 工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。
- 11 建設発生土の搬出先等

建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。

- 12 住宅建設瑕疵担保責任保険
 - (1) 保険法人の名称:
 - (2) 保険金額:
 - (3) 保険期間:
 - (注)特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条 第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に 加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入 する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及 び名称、共同請負の場合の建設瑕負担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明し なければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契 約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負 契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書に より契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有す る。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 山梨県甲府市宮前町7-7 分任支出負担行為担当官

(氏名) 関東森林管理局

山梨森林管理事務所長 片栁 信晴 訂

受注者 (住所)

(氏名)

囙

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共 同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選択事	項			選択条項
	各会計年度における請負代金	年度		円	
	の支払限度額	年度		円	第40条第1項
		年度		円	
	支払限度額に対応する各会計	年度		円	
	年度の出来高予定額	年度		円	第40条第2項
		年度		円	
	前金払				第41条
	翌会計年度の前払金相当額			円	第41条第3項
	部分払				第42条
	前払金の支払を受けている		(a)	١	
	場合の部分払額の決定		(b)		第42条第2項
	各会計年度において部分払 を請求できる回数		年度 年度	旦旦	第42条第3項
			年度	口	

1	分別解体等の方法
Τ.	

		工程	作業内容	分別解体等の方法
	工	①仮設	仮設工事	□手作業
	程		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	<u> </u>			
	ک	②土工	土工事	□手作業
	\mathcal{O}		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	作			
	業	③基礎	基礎工事	□手作業
	内		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	容			
	及	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
	Ţ	9 , ,,	□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	解			. ,,,,,,
	体	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
	方		□有 □無	□手作業・機械作業の併用
	法			
		⑥その他	その他の工事	□手作業
		()	□有 □無	□手作業・機械作業の併用
		,		
1				1

- (注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。
- 2 解体工事に要する費用(直接工事費)

円 (税抜き)

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。
- 3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

	- 72 0 7 1 2 2	
建設資材廃棄物の	施 設 の 名 称	所 在 地
種類類		

- (注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。
- 4 再資源化等に要する費用(直接工事費)

円 (税抜き)

(注) 運搬費を含む。